特別三者委員会

第十三条

1　国際労働機関の理事会は、海上の労働基準の分野における特別な権限を有する委員会を設立し、当該委員会を通じてこの条約の運用を継続的に検討する。

2　1に規定する委員会は、この条約に従って取り扱われる事項のため、この条約を批准した各加盟国の政府が指名する二人の代表者並びに理事会が合同海事委員会と協議した後任命する船舶所有者及び船員の代表者で構成する。

3　この条約を批准していない加盟国の政府の代表者は、1に規定する委員会に参加することができるが、この条約に従って取り扱われる事項についての投票権を有しない。理事会は、他の機関又は団体に対し、当該委員会にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

4　1に規定する委員会における船舶所有者及び船員の代表者の票については、関係する会合に代表者を出席させ、かつ、投票権を有する政府の総投票権数の半数を船舶所有者のグループ及び船員のグループそれぞれが有することを確保するよう加重する。

この条約の改正

第十四条

1　この条約の全ての規定の改正は、国際労働機関憲章第十九条並びに条約の採択のための国際労働機関の規則及び手続の枠組みにおいて、国際労働機関の総会が採択することができる。規範の改正は、第十五条に定める手続に従って採択することもできる。

2　改正が採択される前にこの条約の批准が登録された加盟国の場合には、当該改正は、批准のために当該加盟国に送付する。

3　2に規定する加盟国以外の国際労働機関の加盟国の場合には、改正された条約は、国際労働機関憲章第十九条の規定に従って批准のために当該加盟国に送付する。

4　改正は、三十以上の加盟国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十三パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの当該改正の批准又は改正された条約の批准が登録された日に受諾されたものとみなす。

5　国際労働機関憲章第十九条の枠組みにおいて採択された改正は、国際労働機関の加盟国であって自国による批准が国際労働事務局長により登録されたもののみを拘束する。

6　2に規定する加盟国については、改正は、4に規定する受諾の日の後十二箇月を経過した日又は当該改正の批准が登録された日の後十二箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

7　3に規定する加盟国については、9の規定に従うことを条件として、改正された条約は、4に規定する受諾の日の後十二箇月を経過した日又は当該改正された条約の批准が登録された日の後十二箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

8　改正が採択される前にこの条約の批准が登録された加盟国で当該改正を批准していないものについては、この条約は、当該改正を行うことなく効力を有する。

9　改正が採択された後で4に規定する日前にこの条約の批准が登録された加盟国は、批准書に付する宣言書において、その批准が当該改正を行っていない条約に関するものであることを明示することができる。この条約は、当該宣言書を付した批准の場合には、その批准が登録された日の後十二箇月で当該加盟国について効力を生ずる。批准書に当該宣言書が付されない場合又は4に規定する日以後に批准が登録された場合には、この条約は、その批准が登録された日の後十二箇月で当該加盟国について効力を生ずるものとし、当該改正は、7の規定により効力を生じた時に、当該改正に別段の定めがある場合を除くほか、当該加盟国を拘束する。

規範の改正

第十五条

1　規範は、第十四条に定める手続又は別段の明文の規定がない限り、この条に定める手続に従って改正することができる。

2　規範の改正は、国際労働機関の加盟国の政府又は第十三条に規定する委員会における代表者として任命された船舶所有者のグループ若しくは船員のグループが国際労働事務局長に提案することができる。加盟国の政府が提案する改正案は、この条約を批准している五以上の加盟国の政府又は当該船舶所有者のグループ若しくは当該船員のグループが提案し、又は支持するものでなければならない。

3　国際労働事務局長は、改正案が2に定める要件を満たすことを確認した上で、当該改正案を適当と認める意見又は提案を付して、国際労働機関の全ての加盟国に速やかに通報し、六箇月以内又は理事会が定める他の期間（三箇月以上とし、九箇月以内とする。）内に当該改正案に関する見解又は提案を送付するよう要請する。

4　改正案は、3に規定する期間が満了した時に、3の規定に基づいて表明された見解又は提案の要約を付して、第十三条に規定する委員会に対し、その会合における検討のために送付する。改正は、次の全ての要件を満たす場合には、当該委員会によって採択されたものとする。

(a)　この条約を批准した加盟国の政府の半数以上が改正案を検討する会合に代表者を出席させていること。

(b)　当該委員会の委員の三分の二以上の多数が改正に賛成の投票を行うこと。

(c)　(b)に規定する三分の二以上の多数の票が、改正案が投票に付される会合において登録された当該委員会の委員である政府の投票権数、船舶所有者の投票権数及び船員の投票権数のそれぞれ半数以上の賛成票で構成されること。

5　4の規定に従って採択された改正は、承認を得るために国際労働機関の総会の次の会期に提出する。その承認には、出席代表により投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。改正案は、当該多数が得られない場合には、第十三条に規定する委員会が希望するときは、当該委員会に再検討のために付託する。

6　国際労働機関の総会が承認した改正は、その承認の日前にこの条約の批准が登録された加盟国に対して国際労働事務局長が通報する。当該加盟国は、以下「批准加盟国」という。当該通報は、この条の規定の引用を含めるものとし、及び正式な異議の通告のための期間を定める。この期間は、国際労働機関の総会が承認の際に異なる期間（一年以上とする。）を定めた場合を除くほか、当該通報の日から二年間とする。当該通報の写しは、国際労働機関の他の加盟国に情報として送付する。

7　国際労働機関の総会が承認した改正は、6に規定する期間の満了までに、この条約を批准した加盟国の総数の四十パーセントを超える当該加盟国であって、その商船船腹量の合計が総トン数でこの条約を批准した加盟国の商船船腹量の四十パーセントに相当する商船船腹量以上となるものからの正式な異議の通告を国際労働事務局長が受領しない限り、受諾されたものとみなす。

8　受諾されたものとみなされる改正は、7の規定に従って正式に異議を通告し、かつ、11の規定に基づく当該異議の撤回を行っていない批准加盟国を除くほか、6に規定する期間の満了後六箇月を経過した日に全ての批准加盟国について効力を生ずる。ただし、批准加盟国は、次のことを行うことができる。

(a)　6に規定する期間の満了前に、自国の受諾について後に行う明示の通告後にのみ自国が当該改正によって拘束されることを国際労働事務局長に通告すること。

(b)　当該改正が効力を生ずる日前に、当該改正の実施を一定の期間延期することを国際労働事務局長に通告すること。

9　8(a)に規定する通告の対象となる改正は、当該通告を行った加盟国が当該改正の受諾を国際労働事務局長に通告した後六箇月を経過した日又は当該改正が最初に効力を生じた日のいずれか遅い日に当該加盟国について効力を生ずる。

10　8(b)に規定する期間は、改正が効力を生じた日から一年又は改正が承認された時に国際労働機関の総会が決定したそれよりも長い期間を超えてはならない。

11　改正について正式に異議を通告した加盟国は、いつでもその異議を撤回することができる。改正が効力を生じた後に異議の撤回の通告を国際労働事務局長が受理した場合には、当該改正は、その通告が登録された日の後六箇月を経過した日に当該加盟国について効力を生ずる。